

○環境基本条例  
平成14年3月25日条例第3号  
環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第8条—第11条）

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第12条—第26条）

第4章 環境審議会（第27条—第34条）

附則

私たちのまち住田は、気仙川の豊かで清らかな水と緑の山々がおりなす恵まれた環境の中で、文化を創造し生命を育んできた。しかし、私たちは、産業の発展と科学技術の進展などにより、生活の利便性を求め続ける中で、この豊かな環境に対し少なからず負荷を与え始めている。その結果、身近な自然環境やうおいのある生活環境が失われつつあると同時に、地域の生態系や地球規模の環境にまでも大きな影響を与えるに至っている。恵み豊かな環境は、住田にとって先人たちから大切に受け継いできた何物にも代えることのできない宝であり、私たちは、これを守り育て、美しいふるさとを将来の世代に引き継いでいく責任と義務を負っている。このため、私たちは、私たち自身も自然生態系の一員であることを自覚し、先人たちが生活と一体となって環境を維持してきた歴史やその知恵を学びながら、人と自然とが共生できるまちを築き上げていかなければならない。このような認識の下に、ふるさと住田の恵み豊かな環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造についての基本理念並びに町民、事業者、町の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に承継していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、すべての者の積極的な参加及び連携により行われなければならない。

4 地球環境保全は、あらゆる活動において自主的かつ積極的に行われなければならない。

（町民の責務）

第4条 町民は、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者はその事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（町の責務）

第6条 町は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（一時滞在者の協力）

第7条 旅行者その他本町に一時滞在する者は、基本理念に基づき、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全に努めるとともに、町民、事業者及び町が行う環境保全活動に協力するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第8条 町は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 町民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を保全するよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 生物の多様性の確保を図るとともに、河川等の水辺地、農地、里山等の自然を適正に保全し、人と自然とのふれあいを図ること。

(3) 潤いと安らぎをもたらす環境を保全すること。

(4) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等の推進を図ること。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、住田町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び町民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、住田町環境審議会の意見を聞かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第10条 町長は、毎年、環境の状況、町が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第11条 町は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合に努めるものとする。

### 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定に当たっての配慮等)

第12条 町は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。

(誘導的措置)

第13条 町は、町民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための必要な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協定の締結)

第14条 町は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため必要と認めるときは、事業者等と公害防止及び環境保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第15条 町は、下水道等の環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための施設の整備を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 町は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(恵まれた生活環境の確保等)

第17条 町は、生物の多様性等の確保に配慮しつつ、快適かつ良好な生活環境を確保するため、森林及び緑地並びに水環境の維持及び形成に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第18条 町は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を確保するため、良好な景観の形成及び歴史的又は文化的遺産の保全に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第19条 町は、関係機関等と協力して、事業者及び町民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その自発的な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第20条 町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第21条 町は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(民間団体等の参加)

第22条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第23条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第25条 町は、広域的な取組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第26条 町は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第4章 環境審議会

(環境審議会)

第27条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議させるため、住田町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的な事項
- 2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第29条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(利害関係者の出席)

第32条 審議会が必要があると認めたときは、利害関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、環境担当課において処理する。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成15年4月1日から施行する。